

毎週火、金曜日発行(但し休日になるときは翌日)  
昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
監査公告 昭和三十一年度に係る各種機関の定期監査の結果公表

## 鳥取県監査公告第二百十二号

地方自治法第九十九条の規定に基づき昭和三十一年度に係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年十一月二日

鳥取県監査委員	松本利治
同	萩原治郎
同	千代西尾泰章
同	杉谷正雄

監査箇所	執行年月日
東伯東郷地区農業普及事務所昭和三十三年一月二十八日	
倉吉北部地区	同
気高地区	同
八頭中部地区	同
西伯中部地区	同
船岡家畜保健衛生所	同
鳥取	同
浜村	同
所子	同
米子	同
溝口	同
生山	同
倉吉	同
果樹試験場	同
米子工業高等学校	同
法勝寺農業高等学校	同
養良農業高等学校	同

鳥取商業高等学校	同	九月三日
米子南高等学校	同	九月十日
西部給与事務所	同	八月五日
鳥取盲学校	同	九月十六日
鳥取ろう学校	同	

農業普及事務所

監査箇所 執行年月日 執行委員

東伯東部地区農業普及事務所昭和三十三年一月二十八日 松本委員 荻原委員

倉吉北部地区農業普及事務所 同 同

気高地区農業普及事務所 同 二月二十六日 荻原委員

八頭中部地区農業普及事務所 同 二月二十七日 松本委員

西伯中部地区農業普及事務所 同 七月一日 松本委員 杉谷委員

県下二三地区に設置されている農業普及事務所のうち

昭和三十二年度監査は標記五地区を対象に実施した。

その結果各所とも普及員は五名乃至八名により旧町村担当制(但し生活改良普及員は地区全域)をとり、農業技術、営農指導及び農業振興並びに生活改善に対する指導助言等個々の農家から地区地帯に及ぶ広範の分野を担当しているが近年普及員に対する一般の認識と理解が深まり現地活動が活発化してきたことが認められる。しかし地区別にその内容をみると普及員個々の資質の向上、普及体制の確立、市町村等中間受入体制の整備強化等更に一層配慮すべき事項がある。特に普及員の定数増加については国に対し強く要請し普及体制を強化するとともに後述の諸問題については、充分これを検討し現地機関をして一層効率的活動せしめるよう格段の配慮が必要である。

一、職員組織について。

現在各所に配置している普及員は、所長を含め八頭中部六、気高八、東伯東部六、倉吉北部五、西伯中部六であるが冒頭に述べたごとく旧町村担当制により主として農業協同組合を拠点として大部分は旧二ヶ村を担当しそ

の対象農家戸数は一人平均五〇〇戸を上廻っている。しかも一週一日の集会日を設けている外常時の統計、調査、照復事務が増加しこれに追われ勝となり本来の業務遂行に支障を来している実状で人員不足を告げている。

中には地区協議会より事務補助者の援助を受けている地区もあるが事務補助者のいる地区とない地区の普及員の勤務状況は左表のとおりであつて事務補助者一名宛の増置、考慮の要がある。

なお、普及員の国庫定数の増員については旧一ヶ町村一名宛の要請を行うとともに、異動その他配置転換は普及活動の実態、地区住民の意向等をよく勘案し行う必要がある。

現地活動その他 事務所勤務

事務補助者がいる地区の普及員 八三% 一七%

いない地区 七〇% 三〇% } 一三%

(註)

これは年間勤務時間二、五五四、五時間の一三%つまり二三二時となり凡そ二九日となるから六名いる

事務所では事務員の設置により普及員半人分の現地活動を助けることとなる。

二、普及員の研修について。

現地活動の活発化と地区研究グループ等下部組織の設立により農業技術、農民生活は日々向上を来し従つて普及指導も漸次高度な技術が要請されている。

普及員の技術の修得、資質の向上を図るとともに本課専門技術員の普及員を対象とした特技研修指導の積極化の要がある。なお、各地区に研修ほ場、耕種改善試作ほ場を設け現地研修を行っているが県計画による研修は農業経営、普及技術等を加味した実質研修に留意の要がある。

三、普及計画と未端滲透について

担当町村の農業、農家の実態に基き普及計画を樹て活動を行つているがこの活動方法は、地区の特異性等によつて重点活動とに区分し普及活動の未端滲透に留意しているが中には同一担当地区内にあつても訪問回数に差異が生じている部落があるので普遍的活動に一

段の配意が必要である。

四、市町村等受入体制の整備強化について。

普及体制の数的、質的充実改善とともに市町村或いは各種協議会、団体等を中心とした中間受入体制が整備されつつあることは好ましいがこれに次いで未端農家の受入体制の確立強化には更に努力し努めて現在の要請活動から計画に切替えて行くよう配意されたい。

特に普及員制度の認識された今日指導方法は個人指導から漸次集団指導に移行し効率化を期すべきであり、なお、研究グループ育成は形式的でなく飽くまでグループと経済的の連けいをもたせ自主的、能動的たらしめることがグループ育成上肝要と思う。

五、参考資料等の充実配布について。

技術普及指導並びに助言に必要な印刷物は適宜作成配布されているが経費等の関係もあつて発行部数が限定され充分でない。研究、研修会記録その他必要な資料は努めて多く配布し利用閲覧に供するよう考慮されたい。また、各所の参考図書、その他器具機材等備付

物件の内容充実についても同様考慮が必要である。

六、出先機関との連絡調整について。

県の各出先機関との連絡調整については、地方事務所廃止以来円滑を欠く点があるが同一対象である農家に対する行政事務の有機的連絡協調は、行政効率面から強く要請せられるのでこの点更に一層留意されたい。

七、運営経費の増額考慮について。

事務所に対する消耗品その他はすべて主務課で直接購入し現物交付しているが中でも燃料費は年内一人当り木炭一俵程度であつて運営諸経費の不足はいずれも地区協議会等後援団体の援助を受けている実状である。

また、活動経費(日額旅費)は月平均一人当り一千元程度であつて予算の増額が切に望まれる。

なお、旅費の支給について合理的でないとと思われるものがあるので検討されたい。

八、機動力の整備について。

現在普及員に対し一台の自転車が付与されているが中には老朽化し使用に堪えないものがあり修繕費も年額僅か二百円程度で充分でない。オートバイの増配方考慮するとともに公用自転車を中心管理し余剰分を現地機関に保管替える等創意工夫について県会計当局の考究を望む。

監査箇所 執行年月日 執行委員

船岡家畜保健所	昭和三十三年五月二十六日	荻原委員
鳥取	同 五月二十八日	松本委員
濱村	同 五月三十日	杉谷委員
所子	同 九月八日	松本委員
米子	同 九月九日	松本委員

溝口	同 九月十日	松本委員
生山	同 九月十一日	松本委員
倉吉	同 十月九日	松本委員

家畜保健衛生所

県下八ヶ所に設置されている家畜保健衛生所に対する昭和三十二年監査を執行したが、その結果家畜保健所活動は各所とも近年活澆化し、一般農家の利用増加と家畜予防衛生に対する認識があらたまつてきているが、一面各所人的構成は一保健所当り二名乃至五名で依然として少数陣容である。殊に最近では業務量の増加に伴いこれに応じきれない実状で現陣容と運営方針をもつては正常な運営を期することはでき難いことが強く認められるので、県は畜産振興の面からよくこの点を再検討し、適切な措置と対策を講じ第一線活動を一層容易にせしめ

るより強く要望する。

なお各所共通的指摘事項は概ね次のとおりであるが、これらの事項のうちには前回監査において強く指摘しその是正改善方を望したにもかかわらず措置されていないものもあるので、速やかに是正措置を講じ効率的執行運営を図るべきである。

一 職員組織の充実強化について

各所に配置している現在職員は所長(生山兼務)を含め二五名(倉吉五、米子四、溝口生山各二、その他各三)で本来業務のほか地方事務所廃止以来畜産奨励事業を加えなお分任出納その他調査照復等一般事務が増加し、中には執行運営にかなりの無理を生じ適正を欠くものが見受けられる。各所とも一名あての事務補助者と事業量の多い箇所に対しては若干名の技術職員の増置考慮が必要と認められる。

二、家畜衛生思想の普及徹底について

家畜衛生に関する知識及び思想の普及向上については各所とも努力し逐年一般農家の理解と認識を深めて

いるが、検診、検査予防接種等の実績にかんがみ、未だ地域的に且つ種別的に低調のものがあるので更にこの面の予算措置の配慮と啓もうの徹底が必要である。

三 畜産奨励業務の推進について

家畜防疫業務のほか近年畜産指導特に家畜導入、飼養管理、生産改良、その他新農村建設事業等奨励事務が増加してきているが、地方事務所廃止以来県の経済関係出先機関の有機的連けいは特に必要であつて各地区において時々協議会が持たれていることは結構である。本庁関係課はこの点留意し連絡調整に努めるとともに各出先機関においても一層緊密化を図られたい。

また市町村との畜産行政事務の再配分畜産諸団体との緊密化等についても更に検討指導の余地がある。

四 事業計画の樹立について

家畜防疫特に伝染病発生予防を主体とする事業計画は予め各所の実態に応じて樹立しこれを県の実行計画に合せて調整検討し実行に移している。この実績を検討すると県総体の実績は計画を上廻っているが各所別

にみると可成りの内容変更があるので更に計画樹立に当つては管内家畜の状況その他実状に即するよう配慮が必要である。

なお県下の家畜伝染病の発生状況は二十九年を頂点に下向の傾向にあることは結構である。

五 集約酪農地域の育成強化について

三十二年度から二ヶ年継続で所子、倉吉衛生所管内を対象に乳牛の栄養障害防除事業(国庫事業)を実施し飼育管理に必要な基礎的資料を作成し個々に改善指導が加えられ飼育者の好評を得ているが更に国に対し対象地域拡大の要請をするともに、県においても独自施策として推進することが必要と思われるので検討されたい。

六 人工授精技術の指導について

人工授精師の技術指導は直接本庁主務課が行っているが更に授精技術の向上その他授精の確認及び指導管理面に徹底を期する要がある。

なお乳牛は種牡牛中の集中管理によつて比較的供給

は円滑であるが和牛は現在鳥取、浜村、溝口、生山に県種畜場から供給されておりその活用状況は漸次伸張を見ているとはいへ更に優良種牡牛のけい留によつてこれが拡大に努むべきである。

七 機動力の整備について

現在各所に配置している単車は多年使用のため故障が多く十分機動力を発揮し得ない状況である。これが更新につき配慮するとともに更にこれが増配及び地域的にシブの配置についても検討考慮を望む。

また各所の試験、検査器具その他冷蔵庫等についても既に故障で使用にたえないもの老朽化し更新を要するものが可成りあるので、年次計画を樹て整備が必要である。

八 会計その他事務の適正処理について

衛生所収入事務は技術吏員(所長)に分任内納員を任命し処理しているがこれが取扱い方法等につき前回強く指摘し是正改善方を要望しておいたが何等措置されず、従前同様であつたことは遺憾である。主管当

局は勿論県会計当局は速やかに実情調査の上適切な措置を講じ会計事務の適切厳正を期せしめるべきである。

なお次の諸点は再度指摘する。

- 1 現金出納簿その他収入事務所に必要な公書類の記帳、整理、報告方式の簡素合理化
- 2 収入証紙整理簿の作成記帳
- 3 検査、検診、予防接種記録(名簿)の明確化(整備)
- 4 権利義務発生時期と現金徴収の時期
- 5 収入証紙事務の取扱方法の統一
- 6 薬品出納簿の厳正記帳

果樹試験場

昭和三十三年十月九日監査  
監査委員 松本利治  
同 萩原治郎

当場は昭和三十三年度当初県の議決を得て赤崎町に設置することに決定しこれが建設用地その他は鳥取県果

実農業協同組合連合会(以下県果実連)から寄附として受納し建設することになつていたので今回の監査は、この受納に伴う財産その他の取得管理並びにその後の建設運営等につき実施した。その結果本機関は昨年五月一日附で組織上設置され引続き十二月二十三日附で用地その他を県果実連から引継ぎ名実ともに業務開始している。しかし本年度は建設初年度で運営上種々問題はあるが中でも施設設置に伴う機構、人事、組織及び運営管理の適正合理化につき検討の余地がある。また、施設設備の内容充実強化或は、運営管理費等の問題についても考慮を要するものがある。これらの基本的問題につき県は充分検討し、早期に本機関の組織機構を確立し本県果実業界と直結した試験研究機関として運営せしめるよう強く要望する。

なお、初年度における状況は概ね次のとおりである。  
一、財産の取得管理状況について

- 1 土地(地目畑) 町反歩 四、六、一六
- 建物用地

試験用地 三二、八、一九  
採草地 六、〇、一八  
防風林 三、二、〇七  
農道 三、二、〇〇  
ブドウ試験用地 五、〇、〇〇 北条試験地  
(以上県果実連寄附)

2 建物

倉庫兼作業室 一棟 一九、五坪 建設費  
堆肥舎 一棟 一八、七五坪 一、五〇〇、〇〇〇円  
住宅 一棟 一三、〇坪 (三二年度)  
本館 一棟 九二、五坪 三、五〇〇、〇〇〇円 (三三年度)

であつてこのうち土地はいずれも県果実連から引継を了し試験用地のうちには既に梨、ブドウの植付完了のものがあり基礎的研究に入つている。この土地の移管登記事務は現在の手続中であつたが早期に完了されたい。

1、建物建設計画

年度別	年度	建物	施設	備品	計	財源	
						県費	団体負担
三二	三	倉庫、農具舎				一五坪	一棟
	三	堆肥舎				一五坪	"
	三	住宅				一二坪	"
	三三	本館				九二坪	一棟
	三四	実験室				五一坪	"
	三五	農薬室				一〇坪	"
		北条試験地建物				一〇坪	"
		農場事務室				一〇坪	"
		車庫				八坪	"
計	計						
	三					二、六六	一、三三
	三					一、五五	一、三三
	三					三、九	二、〇六
	三					四、〇七	二、〇六
	三					八、〇〇	二、〇〇
	三					二、〇〇	二、〇〇
	三					一、五〇	一、三三
	三					七、〇六	三、〇〇
	計					三、〇三	一、三三
	計					一、九一	六、五五
	計					四七	三七

であつて建設に要する経費は県費と生産者団体負担となつてはいるがこのほか当場では第二次計画として撰果場兼作業室、教室、寄宿舎等が今後見込まれているがこれらの整備については、第一次計画に織り込み早期に整備する必要がある。

三、組織機構並びに職員の状況について

開設当初職員は場長のほか農業試験場職員三名を兼務とし発足し現在場長以下五名の専任職員(研究職)のほか兼務職員三名(研究職二、行政職一)である。場長は本務のほか農業試験場津ノ井分場長兼務である関係上人事管理上不合理の面がある。また、本機関と津ノ井分場、柿試験地(何れも農業試験場所属)との組織上の欠かんが認められるので、これらの一元的機構整備は行財政効率の面から検討の要がある。

四、運営管理について

前記建設費のほか五丁歩余の試験用地に対するほ場管理費はすべて県費で賄われているが初年度決算状況(人件費除く。)は僅か三十五万余円であつてこの主

なものは、賃金(常備人夫)十三万円では他は肥料代等であるが既述のとおりほ場の一部には既に樹苗新植のものがあつて、これが管理ぶ育費にもこと欠く状態であつたのでこれら経費の増額につき配慮の要がある。

五、出納解の指定について

現在建設第二年度を迎えて着々計画推進に努力されているが建物施設整備ほ場管理、その他の物品購入等現地事務が頻繁になつてきているが、これらの事務はすべて本庁経理であつても、その事務連絡及び購入取得に円滑を欠き運営上支障を来しているので出納員を設置し適正執行せしめることが必要である。

米子工業高等学校

昭和三十三年七月一日監査

監査委員 松本利治

同 杉谷正雄

一、本校々舎は老朽で木材部腐蝕による危険箇所多くまた屋根の損傷が甚しく二十数ヶ所の雨漏りがあり毎年応急補修に追われている。特に本館二七七坪及び強電

実験室一八三坪の屋根は特殊スレートで破損しても同型のものの補充がつかずに、また旧校舎のスレートはクランプビンの腐蝕で剝落し屋根の根本的葺替が必要と認められた。

寄宿舎建物も早期に何らかの措置を講じ管理の万全を期することが肝要である。

屋内体育館は一〇〇坪実用面積八〇坪で生徒数増加の今日適当対策の要があり電波室、養護室も漸次整備すべきである。

二、教育担当職員定数は五五名で文部省乙号基準に照し七名不足であり、これを充足するため四名の実習助手があり何れも二級免状所持者であるが定員枠の関係で教諭に任用替が出来ず身分不安定の形にある。本校教育の特殊性から専門技術者の確保充実教育体制の確立について検討の要がある。

三、産振法による整備には殆く程度度の地元負担を伴う

が工業課程における実験実習機械器具は高額でしかも生徒家庭は比較的困窮者が多く毎年の負担に苦痛の面がある。主管当局は科学教育振興とこれ等特殊事情を勘案し地元負担の軽減につき特別配慮の要がある。

四、本年度から県費をもつて実験実習費が学校運営需要費のうちに予算化されたが一般需要費が不足のためいきおいこれに喰込んでいる状況にあつたので予算編成の趣旨により執行すべきである。

五、経理出納その他事務の処理で次の点留意されたい。

- 1、時間外勤務命令が合法的に処理されてなかつた。
- 2、授業料の早期徴収整理に努力すること。

法勝寺農業高等学校

昭和三十三年七月二日監査

監査委員 萩原治郎

一、本校は後進学校で施設々備は同期発足の青谷、岩美高校に比較し、なお最下位であり教育運営上少からぬ支障を来たしおり、本年度は堆肥舎新築、動力電気線替工事擁壁工事及び倉庫改造等整備していたが校舎そ

その他施設の不備は依然として解消されていない。  
特に体育館が無く現在普通教室の間仕切を除去し兼用しているため普通教室としての使用は減殺されておりこれが建設は急務である。敷地及び地元寄附金については見透しもついたようであったので関係当局は早期実現を期されたい。

また、現在の運動場は狭隘であるが周囲の状況からして拡張の困難性が見受けられるので他の適地に確保するよう配慮の要がある。

二、校舎前側畑地六〇坪は国有地で学校後援会が学校用地として借用し小作料を納付しているが耕作権者との話合がつかないため使用できない実状にあつたので速に円満解決に努められたい。

三、本校は相当面積の実習地を確保しているが殆んど借用地でしかも遠隔地に散在しその上瘠地が多く実習教育並びに管理上多大の支障を来すと共に教育効果も削減されているので地元関係者の協力を得て交換統合に努力を望む。

四、実習運営状況は本年度収入金五十八万七千余円(前年度剰余金八万五千余円を含む。)に対し支出額六十二万六千余円で差引三万八千余円赤字となつている。

この主な原因は特別会計基金より十四万円を借受け十四万六千余円で牛乳処理施設を整備したこと及び畜産部で乳牛一頭(成牛)を鳥取農高に保管転換し搾乳が減少したこと、豚の生産収入が予定どおりなかつたこと等に因るものである。

ほ場運営については各部門間の連携を一層緊密し特に生産部門と消費部門の有機的連携に配慮し総合的企画のもとに経営の合理化を図り教育効果を挙げるよう努力されたい。

また、ほ場運営事務処理の簡素合理化を図る必要がある。

五、経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

1、内部牽制組織を確立し事故の未然防止に努めること。

2、耕種設計と実施記録を明確にすること。

- 3、生産物の引継を厳格にすること。
- 4、家畜台帳を整備して置くこと。
- 5、退学等事務処理は一層慎重を期すること。

養良農業高等学校

昭和三十三年七月三日監査

監査委員 松本利治

同 杉谷正雄

一、施設は前年度に引続き本年度第三期工事の木造二階建(普通教室五、生物教室、同準備室)一六三坪及び木造平屋建(木工室)二五坪が新築されると共に女子便所、自転車置場を新築する等整備計画を短年間に完了したことは関係当局の配慮と地元の熱意と努力を多とする。

今後に残された渡廊下の新設総合畜舎の改築についても引続き努力を望む。

また、運動場は狭隘のため、体力テストにも支障を生ずる状態であるが隣接地が入手可能のようであるの

で当局は予算的措置を考究し確保に配慮されたい。

二、実習地の集団化については再三要望して来た処で本年度学校隣接実習地附近の一反五畝余歩を買収し逐次集団化に努力しておるが、これが推進に一層の努力を望む。

また、晩田農場は遠隔地で果樹園、茶園等があり管理上実習教室を兼ねた管理舎が必要である。

三、水田一町五反余、蔬菜園三反余、果樹園一町四反余飼料畑一反余、特作畑一町五反余、採草地五反余の各実習地において部門別に管理運営しているが相互間の密接なる連携の保持並びに生産部門と消費部門の有機的連携によるほ場運営の合理化に一層努力されたい。

四、経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

1、耕種設計実施記録を整理すること。

2、乳牛は老令であるため経済的効果の面から更新について考慮すること。

3、牛乳処理で殺菌施設及び販売方法に検討を加えること。

- 4、時間外勤務命令を適正に実施すること。
- 5、耕うん機実習記録を明確にすること。特に申込書を徴することが適当と認めた。
- 6、授業料の早期徴収整理に一層努力すること。

鳥取商業高等学校

昭和三十三年九月三日監査  
 監査委員 松本利治  
 同 萩原治郎

- 一、本校は昭和三十三年四月一日学年進行制のものに鳥取西高等学校より分離独立し新入学の第一学年より第一回生として鳥取西高商業科校舎を使用新築し単独校としての基礎の確立に努力しているが、新校地、校舎の確保並びに建設、施設の充実、学校規模の確立教職員及び事務職員の確保等諸問題が残されているので填重を期し早期整備に関係当局の善処を望む。
- 二、本年度は第一学年定員一五〇名に対し一六三名入学せしめ学校運営に努力しているが、商業実践室施設の

活用及び授業効果の面から考慮し二〇〇名定員が理想であるので生徒定員につき再検討の要がある。

三、経理出納事務で本校で処理しているものは授業料の徴収及び教職員に対する人件費の支払であつて他の学校運営経費は鳥取西高で処理されているが概ね適正に処理されていると認めたが次の点留意されたい。

- 1、生徒の転出入諸手続き書類を厳格に保管すること。
- 2、授業料調定元帳の領収印は出納員の領収印を使用すること。

米子南高等学校

昭和三十三年九月十日監査  
 監査委員 萩原治郎  
 同 杉谷正雄

- 一、本校の施設は創立当時四五〇名の生徒数を対象に建設されたもので現在九〇〇名の生徒収容については甚だ不完全である。既設建物を教室に改造使用する等辛

じて運営しておるが、腐朽危険建物が相当あるので施設整備につき根本的再検討をなし早期整備の要がある。

- 二、防火施設は見るべきものがなく初期防火施設及び避難施設の不足につき消防当局より指摘を受けている。特に農蚕課程設置による火災の危険度が高い一面水利が悪くまた実習作業及び運動後の洗体等生徒の衛生管理の面からしても防火用水を兼ねたプールの建設が望まれる。

三、実習水田は地下水水位が高いため裏作が殆んど不可能であるので根本的土地改良の必要があるがこれは本校のみで解決できるものでなく地区全体として考慮すべきであり関係者に促進方要請し高度利用に努力すべき要がある。

実習地運営に当つては、場計画のもとに各部門別経営計画を樹て耕種計画により実習教育を実施しているが経営計画に実施記録を附記しているとはいへ耕種計画は担当者の覚書程度で教育指導に関連せしめていな

かつたが計画実施並びに収支状況を詳細に記録し教育に活用すべきである。

また、各部門間の有機的連携を図り経営の合理化に一層の配意が肝要と認めた。

- 四、(イ) 余子分校は農業課程及び家庭課程を置き前期二ケ年は全日式に後期は週二、三日登校授業で運営している。生徒数は累年増加しているけれども全日制高校への転校及び就職、家事の都合等による退学が多いので生徒確保に努力されたい。

(ロ) 校舎は旧軍関係物件の転用施設で教育環境が悪く日常教育に支障を来している地区定時制教育振興会が主軸となり校舎建設に努力しているので当局の善処を望む。

(ハ) 場所は砂丘地帯であり運営に苦慮しているが前年監査で指摘した未払金の整理については三ヶ年計画を立て本年度二万五千余円償還しているほか砂丘地帯農の隘路であつたかんがい施設の自動さん水器(二〇万円)を完成し効果を挙げると共に地域産業に貢献してい

たことは結構である。

施設の完備に伴い高等園芸作物を取り入れる等今後の  
ほ場運営について慎重考慮すべきである。

五、経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

- 1、借用地契約は知事名儀で締結すること。
- 2、生産物の校内処理事務につき検討すること。
- 3、牛乳販売契約を締結すること。
- 4、家畜台帳を整備すること。
- 5、授業料調定事務を厳格にすること。
- 6、備品の照合は会計規則により実施すること。

西部給与事務所

昭和三十三年八月五日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 杉谷正雄

- 一、当所は西部地区小、中学校一〇校の教職員約一、六〇〇名の給与支払事務を担当する外共済組合関係

事務並びに調査統計、教職員身体検査、入学試験事務

学校及び地教委の事務指導等を担当しこれが推進に努  
力しているが給与支払事務執行に必要な人員及び予算  
配当だけで他事務に要する人的予算的配当が欠けてい  
るため教育諸般の要請に応じ得られぬ実状であるので  
関係当局は事務内容に再検討を加えるとともに必要経  
費、人員等を考慮し第一線機関運営の円滑化を図るべ  
き要がある。

- 二、教育関係出先機関は当事務所の他に義務教育課分室  
職員六名(教員人事、教科指導)社会教育課分室職員  
二名があり隣接し事務室を設けているが機構的には横  
の連携が全然考慮されず現実的に当所が両分室と学校  
の連絡等必然的な事務が要請されこれが連絡調整に苦  
慮している実状にあるので機構の再検討をなし合理的  
運営を図るよう適切なる措置を講ずべきものと認め  
た。
- 三、給与事務の厳正なる執行は学校事務の適正処理にま  
つものが大であるが専任事務官の配置は僅少でほとん

どが教職員の兼務の実状であるのでこれ等兼任者の事  
務訓練が肝要である。三十二年度中実施した経理事務  
指導は九校の外ブロック指導七会場で実施したのみで  
徹底を欠いている憾があるが計画的指導により年間全  
校を実施するよう一層の努力を望む。

四、経理出納その他事務で次の点留意されたい。

- 1、過年度返納金の整理は早期に実施すること。

鳥取盲学校

昭和三十三年九月十六日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

- 一、校庭の整地、植樹等教育環境の整備についてはP T  
A教職員の特殊寄附を仰いで年次計画で鋭意努力して  
いるが財源的に貧弱のため遅々として進まず他面周辺  
に民家が近接している悪環境もあつて整備に苦慮して  
いる。

生徒の安全教育、校舎の保全の面からして早急整備  
の要がある。

又排水溝を三十三年度七万円で整備していたが原因  
はむしろ校外の下流部にあるので鳥取市その他関係先  
に折衝し早期解決に努められたい。

- 二、現在普通教室十教室でなお四教室不足しているため  
合併教育、特別教室の使用等により辛じて運営してい  
る。教室の不足解消、その他体育館、寄宿舎倉庫等増  
築整備の要があるので関係当局の善処を望む。

なお、校舎の雨もりについては修繕方法等考究はさ  
れているようであつたが遺漏なきを期されたい。

- 三、本年度教材費として六万四千余円と図振法により三  
万二千円をもつて教材及び図書の実費を企つていたが  
特に体育科、音楽科、工作科その他普通科の教材教具  
が不足し教育に支障を生じているのでこれが整備につ  
いても配意の要がある。

四、入学勧奨についてはろう学校同様、なお、県下には  
相当数の未就学者があるものと推定される。幸い学校

鳥取ろう学校

昭和三十三年九月十六日 監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

保健法の施行に伴って今後ある程度該当児童の実態把握の明らかな見透しもあるので関係機関とさらに密接な連携をとって実態把握と入学勧奨に努められたい。

五、生活保護法等の特別行政措置について盲人の唯一の職業であるはり師、きゆう師、あんま師の資格獲得には高校卒であることが要請されるが一面、生活保護法の適用者で高校へ入学すれば同法の適用を打切られる建前であるので、これが救済策として盲人に限り同法の適用特例乃至就学奨励法の拡大適用について国へ要請する要があるので当局の善処を望む。

六、就学奨励費については教科書費が十月に、需要費は十二月に消耗器材費に至っては翌年五月に交付を受けているような実状であったので主管課は早期交付による効率的執行につき配慮すべきである。

七、経理その他出納事務については概ね適切に処理されているものと認めた。

一、本校は災害復旧で建築されたもので普通教室及び理科室、被服室、職業輔導室等特別教室共に狭い。教育に支障を生じ三十三年度二四〇万円で普通教室二、調理室、裁縫室の増築が予定されていたが監査時未だ着工する運びに至っていないので早期完工に努め円滑な学校運営を図られたい。

なお、その他特別教室体育館及び寄宿舎の整備についても考慮の要がある。

二、本年度産振法の適用を受けて三〇万円が木材工芸科及び被服科の設備々品の整備を見たが充分とは認めがたく、また増築計画のある調理室、裁縫室の設備については予算化されていない。特に裏付財源にPTA等外郭団体の援助を多く望みがい本校の特殊性からして県費の特別な配慮を望む。

また、理容科を希望して県外に転校する生徒もあるのと同科の設置につき検討善処されたい。

三、本校は小、中、高各部を総合しており教員定数は文部省基準に対し八名不足し、なほ、外に特別学級をももち学校運営に支障を来している。特に表具科の教員は昨年四月退職以来充足されずやむなく実習補助職員を充てた木材工芸科にも補助員がいる実状につきこれが欠員補充並びに有資格教員の増員職業教育の充実、研修費の配当等について考慮の要がある。

四、入学勧奨については入学案内の配布、地教委事務担当者の来校を要請して勧奨に努力のあとは見られるが三十三年度の小学部入学者は五名で昨年に比し半減している状況で必ずしも良好とは云えず県下における未就学者は相当数あることが推定されるのでPR活動を更に活発化し関係機関とも緊密な連絡をとって入学勧奨に努められたい。

五、校舎の雨もりについては予算的な制約もあつて依然として放置されているが早期に修繕して管理の万全を

期すべきである。

六、経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

- 1、就学奨励金の早期令達支給により家庭負担の軽減を企むこと。
- 2、適令学年編成により運営すること。
- 3、就学奨励金(他県分)一、八二八円は毎年不用額で繰越しているが整理すること。